

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月15日

【事業年度】 第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社光製作所

【英訳名】 HIKARI FURNITURE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安岡光雄

【本店の所在の場所】 東京都荒川区東尾久4丁目7番1号

【電話番号】 03(3800)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 大久保直樹

【最寄りの連絡場所】 東京都荒川区東尾久4丁目7番1号

【電話番号】 03(3800)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 大久保直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)
株式会社光製作所大阪支社
(大阪府大阪市東住吉区住道矢田5丁目5番27号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第48期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ (9) 省略

(訂正後)

(1) ~ (9) 省略

(10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当金を支払うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。